

住宅用土地に係る不動産取得税減額（還付）申請書（様式第67号）

住宅や住宅用の土地を取得して不動産取得税の軽減を受けるためには、この減額申請書を管轄の県税事務所（3頁）に提出していただく必要があります。下記の＜記入例＞を参考に記入してください。

＜ 記 入 例 ＞

茨城県 水戸 県税事務所長 殿		令和 7 年 4 月 1 日 提出											
申 請 者	住 所 又は 所在地	〒 3 1 0 - 8 5 5 5 (注1) 水戸市笠原町 9 7 8 - 6											
	氏 名 又は 名 称	(ふりがな) いばらきたろう いばらきはなこ (注2) 茨城太郎 、 茨城花子											
	個人番号 又は 法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。								電 話 番 号			
	太郎 花子	1 9	2 8	3 7	4 6	5 5	6 4	7 3	8 2	9 1	0 0	1 9	2 8
取得した 不動産	土 地	所 在 地				地 目	地 積	取得年月日					
		水戸市大字笠原町字千波山 978 番 6、 (注3) 978 番 7				宅地	m ² 185.25	令和 6 年 10 月 1 日					
	家 屋	所 在 地		家屋番号	種 類	構 造	延床面積	取得年月日					
		(注3) 同上 978 番 6		978 番 6	居宅	木造	(注4) m ² 135.02	令和 7 年 3 月 31 日					
課 税 年 度		令和 6 年度		課 税 番 号		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0							
申 請 の 事 由		住宅用土地の取得（条例第 41 条の 10、条例第 41 条の 13、条例第 41 条の 16）											
口座振替による 還 付 金 の 受 領 (注5) ※申請前に納付した方 のみ記入してくださ い。	金融機関及び本支店名			預金の種類及び口座番号				口 座 名 義 人 (申請者と同じであること。)					
	● ● 銀行 信用金庫 ▲▲ 支店 信用組合 協同組合			普通 当座 0 1 2 3 4 5 6				(カ タ カ ナ) イバラキ タロウ					

● [記入上の注意]

- (注1) 住所等は、現在、郵便の受け取れる住所等を記入してください。
- (注2) 共有で取得した場合は、納税義務者全員の住所・氏名等を記入してください。
- (注3) 所在地は、登記事項証明書などを参照し、正確な地番（大字・小字のあるもの）を記入してください。
- (注4) 延床面積は、登記事項証明書などを参照し、すべての階の床面積と住宅用付属屋（物置、車庫等）の床面積を合計したものを記入してください。
- (注5) 振替口座は、申請者本人の預貯金口座を記入してください。

● [必要な添付書類]

- ① 「不動産取得申告（報告）書」（様式第 68 号） ※ただし、令和 5 年 4 月 1 日以降に不動産を取得した場合で、取得した日から 60 日以内に不動産登記法に規定する登記（表示に関する登記又は所有権移転の登記）を申請した場合は不動産取得申告（報告）書の提出は不要です。
- ② 住宅の登記全部事項証明書（写しも可）など ※登記事項要約書やオンライン登記情報を印刷したものは受理できません。
- ③ 住宅の新築時において、土地と住宅の所有者が異なる場合や土地を譲渡している場合、住宅新築日以降に発行された土地の登記全部事項証明書（写しも可） など
- （注）上記以外に契約書類などの提出を求める場合があります。

(1) 住宅の登記全部事項証明書（建物） ※法務局が交付する建物登記事項の全部が記載された公的証明書です。

東京都特別区南都町1丁目101

書類の右上に「全部事項証明書（建物）」の記載があります。

全部事項証明書

(建物)

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	全 白		不動産番号	00000000000000	
所在図番号		全 白					
所 在		特別区南都町一丁目 101番地					
家屋番号		101番					
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積		㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居 宅	木造かわらぶき2階建	1階		80		令和1年5月1日新築	
		2階		70		〔令和1年5月7日〕	
表 題 部 (附属建物の表示)							
符 号	①種 類	② 構 造	③ 床 面 積		㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
1	物置	木造かわらぶき平家建	30		00		〔令和1年5月7日〕
所 有 者		特別区南都町一丁目5番5号 法 務 五 郎					

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	令和1年5月7日 第805号	所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法 務 五 郎

権 利 部 (乙 区) (他 種 権 利 に 関 す る 事 項)	
順位番号	登 記 の 目 的

これは登記申請の受付日(登記年月日)です。
「取得年月日」には、この受付日ではなく、新築の場合は最初に使用した日又は譲り受けた日等を、新築の場合以外は契約に基づき家屋の所有権を移転するとした日(契約上にその日が明示されていない場合は契約日)等を記入してください。

(2) 建築基準法第7条の2第5項の検査済証 ※建築基準法に定める指定確認検査機関等から建築主に対し、その建築物の完了検査が終了し、建築基準に適合していることが認められたときに交付される公的証明書です。

建築基準法第7条の2第5項の規定による 検査済証			
第		号	
年		月 日	
建築主、設置者又は築造主		様	
指定確認検査機関名		印	
下記に係る工事は、建築基準法第7条の2第1項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。			
記			
1. 確認済証番号		第 号	
2. 確認済証交付年月日		年 月 日	

◎不動産取得税の軽減申請に関するお問い合わせ先（書類提出先 ※郵送による提出もできます。）

この減額申請書に必要事項を記入のうえ、上記１頁の「必要な添付書類」を添えて、郵送又は持参により、下表の取得した不動産の所在地を管轄する県税事務所へ提出してください。

県税事務所	電話番号	所在地	管轄区域（取得した不動産の所在地）
水戸県税事務所 課税第二課	029－221－4820	〒310－0802 水戸市柵町 1－3－1 県水戸合同庁舎内	水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、 城里町
常陸太田県税事務所 課税第二課	0294－80－3312	〒313－8666 常陸太田市山下町 4119 県常陸太田合同庁舎内	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、 ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、 大子町
行方県税事務所 課税第二課	0299－72－0773	〒311－3893 行方市麻生 1700－6 県行方合同庁舎内	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
土浦県税事務所 課税第二課	029－822－7216	〒300－0051 土浦市真鍋 5－17－26 県土浦合同庁舎内	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、 つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、 つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、 利根町
筑西県税事務所 課税第二課	0296－24－9197	〒308－8511 筑西市二木成 615 県筑西合同庁舎内	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、 坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町

※住宅・住宅用土地に係る不動産取得税の軽減申請書類の受付は、以下の支所でも行っています。

- ・常陸太田県税事務所 高萩支所 〒318－0031 高萩市春日町 3－1 電話 0293－22－2019
- ・土浦県税事務所 稲敷支所 〒300－0593 稲敷市江戸崎甲 541 電話 029－892－6111
- ・筑西県税事務所 境支所 〒306－0404 猿島郡境町長井戸 320 電話 0280－87－1120